平成２７年（フ）第７４号
大阪府岸和田市池尻町73番地グリーンコーポ川中203号
債務者　佐々木陽春子（旧姓川中）
1　決定年月日時　平成27年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第７７号
大阪府阪南市尾崎町７丁目２番19―301号、前住所大阪府阪南市尾崎町８丁目34番９号
債務者　山形　光生
1　決定年月日時　平成27年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第８７号
大阪府泉大津市池浦町１丁目16番１－２Ｅ号、前住所大阪府泉大津市東雲町10番29号
債務者　加茂　俊也
1　決定年月日時　平成27年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第８８号
大阪府泉大津市北豊中町２丁目５番６－５号
債務者　田口　優子
1　決定年月日時　平成27年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第９６号
大阪府阪南市鳥取中166番地の１－２－101号、前住所大阪府阪南市石田208番地の１－106号
債務者　小鯛　由晃
1　決定年月日時　平成27年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１０２号
大阪府貝塚市津田北町15番11号
債務者　植田　澄子
1　決定年月日時　平成27年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１１１４号
札幌市手稲区富丘１条６丁目14番３号　グランドハイツマサ202号、申立時の住所札幌市手稲区稲穂１条１丁目12番30―801号
債務者　田中　秀和
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２９号
札幌市中央区南17条西10丁目２番30―301号
債務者　三浦さおり（旧姓羽持）
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７７号
札幌市西区琴似１条５丁目３番22―603号
債務者　織田　悦男
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０８号
札幌市豊平区平岸４条２丁目６番21―102号
債務者　大八木しのぶ
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１４号
北海道恵庭市漁町313番地　ハイツ中山Ｂ102号
債務者　山口　妙子
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３６号
埼玉県熊谷市拾六間588番地　サウスコート88―303号
債務者　小山　　光
1　決定年月日時　平成27年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第７号
千葉県山武市松尾町大堤30番地　かどまつコーポ２階、住民票上の住所千葉県山武市松尾町祝田39番地
債務者　菱木　信子
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第２３号
千葉県大網白里市木崎667番地８
債務者　福田　峰子
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第２８号
相模原市中央区田名2940番地１　エクレール相模原107
債務者　伊藤　裕子
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４５号
相模原市中央区下九沢727番地　県公社団地５―534
債務者　今井　　勵
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第５８号
相模原市中央区淵野辺４丁目14番３号
債務者　福田　行男
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第７１号
相模原市中央区横山２丁目２番18号　サンライズ横山302
債務者　松崎　恵子
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部